

# 港湾における言論の自由

荒木智種  
(関東学院大学)

## 目 次

1. 欧米におけるポート・オーソリティの形成とパブリック・リレーションの性格
2. 変革期における港湾社会と港湾コミュニケーション
3. プレス・ジャーナリストの任務と本質について

### 1. 欧米におけるポート・オーソリティの形成とパブリック・リレーションの性格

欧米の先進諸国の中では、ポート・オーソリティのなかにパブリック・リレーション課 (Public Relations Department; 以下, P. R. D と略す) が正式に設けられているところが多い。

英国、ロンドン・ポート・オーソリティの P. R. D は1970年9月現在で21名のスタッフをかかえ、ジャーナルを主に内外の情報交換、取材、報道、解説、渉外サービス等と地域住民に対するサービスに積極的な公共への奉仕に専念しているのが目立つ。

P. R. D は、各セクションに庶務、設備、プレス（現場取材）、編集室等の上に課長、補佐、秘書が置かれ、計21名の構成である。構成の配置は、課長、秘書、補佐（各1名）庶務2名、設備2名、プレス14名（2名の現場取材、1名の写真員、2名の本部ニュース担当者、3名の校正、タイピスト、3名の渉外サービスと編集委員3名）となっている。ロンドン・ポート・オーソリティの直接発行の代表誌としては、“Port of London”（正式には、Magazine of the Port of London Authority）月刊雑誌、1925年創刊が優位を占め、直接編集の担当をしている P. R. D での発行は日刊の機関紙 “Daily news bulletin” と次いで、月一回刊行の “POLA NEWS” 新聞（平均8頁）がある。これは、ロンドン・ポート・オーソリティのスタッ

フ紙（社内報に相当する=Staff Journal of the Port of London Authority）がある。

その他に、ポート・オーソリティーとは別個に港湾出版社が発行している“*The Port*”新聞（An Independent Port News=独立の港湾新聞を副題とした）隔週の発行があり、他にも港湾と深い関連性をもった民間紙がみられるが、ロンドンはもとより衆知のごとく言論の自由を確立した都である。

特に18世紀以降の言論、出版の自由の闘いは、他国に先んじて英國市民が勝利を獲得し、特許・検閲制度の廃止、議会報道等、自由な取材と報道を獲保した。これは、プレスが中流階級の知的向上に寄与したことを意味し、中でも、ダニエル・デフォーを端として、スティール、アディソン等は一般紙に政治論文を掲載し一般民衆からの強い支持を受けた事実と共に、これらとは性格の異った『論文紙』の発行も忘れてはならない。また、この時期になって優れた文筆家も誕生してきた。なお、言論の自由を説いた「アレオパジティカ」ジョン・ミルトンなり、18世紀後半に現れた「ジュニアス・レター」は（パブリック・アドバタイザーペーパー）に政治を論じ、政界人と王の側近を鋭く攻撃したことでもわかる。

つまり、市民階級によって下から勝ち得た言論、出版の自由と言うものが、その根底に築かれていたロンドンの港は、現在も引き続いて、コミュニケーションの重要性の尊重を怠っていないことが理解できる。これは、ロンドン・ポート・オーソリティーの史的な形成事情のうえに、ジャーナリズムが関連性をもち背景となったものと考えられる。なお、L.P.A (London Port Authority) の P.R.D スタッフは、ジャーナリズム講座を港湾の専門教育機関<sup>(1)</sup>で履修していることをも附記しておく。

西ドイツハンブルグにおいても P.R.D (ハンブルグは“Information und Public Relations”と称す)が1967年1月16日<sup>(2)</sup>に設けられている。自由・ハンザ都市国家は、(FREIE UND HANSETADT HAMBURG) 独立した自治体国家としての伝統を持ち、ハンブルグ市の伝統的な中立的政治政策に基い

た発展という史的過程<sup>(3)</sup>をば、吾々は学ばねばならない。またハンブルグ都市国家の近代化=転換期ともいい得る1840年代頃から1885年代頃までのハンブルグ港湾発達史をみても解るように、ハンブルグ自治体国家が築き上げたハンブルグのための自由と独立の闘争が理解されるであろう。

梗概すると、ハンブルグ市民は1847年に訪問した英国のリチャード・コブデン (Richard Cobden, …自由貿易運動の先駆者) を讃同するが、フリードリヒ・リスト (Friedrich List) のドイツ関税同盟政策なりまたビスマルクとの闘いにおいて自治防禦するハンブルグは、1881年5月22日、ドイツ国家とハンブルグ市との間に最終的な共同関税同盟法が規定され、1882年1月1日エルベ下流はドイツ関税領域に統合、1882年1月21日、連邦議会は4000万マルクの補助金を可決、1882年11月16日に立法化がなされた。1885年3月18日 H. F. L. G (Hamburg Freihafen Lagerhaus-Gesellschaft) の創立と直接に関連して用地の買収、港湾労働関係者層の大巾の転地により社会的問題をひきおこしたが1887年、ハンブルグ市（ハンザ自由都市国家の意）は上記の関係者層のための“国民コーヒー・ホール”の建設にあたった（2港湾地域に）。この効果は、そのごのハンブルグ経済、社会に大きな効果を及ぼした。米国の経済学者、マック・エルウェイ (Mac-Elwee) は、コーヒー・ホールについて、次のように述べている。“広い社会層に役立つと共に、経済上、商業上の利益を直接ハンブルグ都市にもたらすといった特徴のある社会的かつ社会福祉的な事業を、ハンブルグ自治体は見事に育成した顕著な例証”<sup>(4)</sup>であると述べている。またハンブルグ自治体の発展なり港湾・貿易の発達過程には、その根底と基盤には、絶えず横のコミュニケーションといった経済性の概念が強固に築かれているとも言えよう。その具体的な一例として、古く1188年にまでさかのぼることができよう。ハイリヒ・ルーヴェ (Heinrich der Löwe) の下で、経営性を実地に学び、税管理者として著名なボイゼンブルグ (Boizenburg) の豊富な企業心は、新開地ハンブルグの成立当初から、やや独占的な経営主義的な熟慮に負っていたこ

とは良く知られている。その後フランス革命、ナポレオン戦争等はしばしばハンブルグの経済的動搖を港湾・貿易界のみならず ハンブルグ全体の産業界に影響を与えたが、その後は仮の行政機構を学んだハンブルグは、著るしく行政組織が単純化され引きしめられた近代化が成されたことは、かなり著しい進歩であったことはよくしられているが、19世紀でのハンブルグの発展は、"伝統に培かわれた商人階級の個々の人間の行為が、ハンブルグ19世紀自由ハンザ都市国家の運命をしばしば決した"<sup>(5)</sup>と述べられている。1847年発足の Hapag ("Hamburg—Amerikanische—Packtfahrt—Actien—Gesellschaft") によるハンブルグの"公共の繁栄"は1857年の商業恐慌の痛手とその再建なりデンマークとの闘争なりビスマルク執政との闘い、といった困難を克服した19世紀におけるハンブルグ自治体国家の堅実な基盤は自からハンブルグ・ポート・オーソリティーへも関連し着実なる形成がなされ得たものと解釈しても差しつかえないであろう。紙幅の都合上これらについての詳述は略すが、戦後にあってもハンブルグ港湾の復興は自力で起ち上ったことを忘れてはならない。しかも、「1945年～65年までのハンブルグ都市（自治体）とハンブルグ民間企業との港湾投費額は、民間企業では約 Eine Milliarde DMであり、自治体は約750 Millionen である」とエドガー・エンゲルハーツ氏(Edger Engelhard: ハンブルグ・経済・交通名誉局長)は述べている<sup>(6)</sup>。横に経済性を主体とした伝統ある自由・ハンザ都市ハンブルグの発展と、市民への奉仕は、P.R.D. が巾の広いかつ連繋のとれた深い情報の場をポート・オーソリティーは提供しつつ市民とのコミュニケーション（情報）に努力している。港湾のジャーナルに関しては、直接的な出版の主体となる会社はVerlag Okis Dr. K. J. Sattelmair, であり、それに H. H. L. A (Hamburg Hafen—und Lagerhaus—Aktiengesellschaft) ハンブルグ情報センター、(Arbeitsgemeinschaft Hamburg—Information e. V.) ポート・オーソリティー<sup>(7)</sup>、商工会議所 (Hamburgischen Wirtschaftsverbänden) 等が港湾年鑑をはじめとして各種港湾ジャーナルの編集にまたアド

バイスなり直接的資料をも提供しているのがハンブルグ・港湾ジャーナルにみられる特徴であろう<sup>(8)</sup>。一方、ハンブルグは、"港とプレスの町"、ボンは"政治の町"、ベルリンは"音楽の町"とまで西ドイツ・ジャーナリズム界で言われるごとく、プリントィング・ジャーナリズムは西ドイツ最大の規模をもち質・量ともに誇る国際的な刊行物<sup>(9)</sup>としての優位性を占めていることは現在のハンブルグ都市と港湾機能なり港湾と台所（市民生活）といった地域住民の関係をより一層深く交流できるコミュニケーション回路をもつていることである。つまり、それは、わが国にみられない質的な（高級紙）ジャーナルの存在と鋭く深い監視力、教育、開発といったジャーナリズムの機能が具体的にハンブルグ・ポートオーソリティーにまで及んでいることである。

米国においても、同様にポート・オーソリティーの中にP.R.Dが設かれ、ジャーナル、その他国際間の交流、地域住民へのサービスに巾広く尽している。

ニューヨーク・ポート・オーソリティーを例にとれば、公共企業体(Public Corporation Bi-State)としての港湾経営が極めて合理的、能率的に運営されている点が顕著である。それは、公共企業的経営を基盤としたもので、港湾施設の効率化を考え、それとの関連において交通体系の総合化トンネル・橋渠・空港の運営および開発を進めているので、ポート・オーソリティーの管理対象範囲が他国にみられないほど拡大化されているが、これは、大規模な情報機関（World Trade Center）の建設と管理をすすめていることでも判る。以上の諸要因を考えても、当然設置せねばならないP.R.Dとその広報活動は鋭い活動をみせているが、米国各港のポート・オーソリティーの組織形態にはそれぞれ多少の相異があり、P.R.Dの性格もまた異ったものを持っている。しかし各ポート・オーソリティーのP.R.Dに共通してみられる要因は、個々の港湾における背景となる地域経済なり地域住民の意志が、個々の形態・組織・機能に強く反映しておりその性格を形成し決定していることである。

西部沿岸のシアトル・ポート・オーソリティーは、ニューヨークと同様に空港を経営するといった大規模な公共的企業の経営性を主体として、港・陸（輸送）・空の総合体としての生産性を高め、横の地盤に立った経済性の追求に専念している。ここでのP.R.Dは月刊紙“reporter”を刊行し、中心となる編集委員は4名（広報課長、編集長、補佐、ポート・グラファー）であり、それにPacific Northwest Industorial Editors AssociationとInternational Council Industorial Editorsという、二つの編集協会がこれに参加し、シアトル・ポート・オーソリティーP.R.Dの編集の特徴を表している。このジャーナル、“reporter”は約7,500部（海外も含め）の刊行である。

米国は、既に、高校を始めとして、短大、大学にマス・コミュニケーション、ジャーナリズム等のコースを設けた高度な“理論と実務”的マス・コミュニケーションの研究が課されている。もとより米国は、言論・出版の自由に関しては第一憲法修正箇条の10項のうち8項までがその中に規定されているというBill of Rights（権利の章典）と出版の自由への権利（Right of Freedom of the Press）が保証されていることは衆知のとおりである。

米国ジャーナリズムの発展地域は、古くは東部の港湾地帯が始りであり<sup>(10)</sup>特に、米国においてはコミュニティー・ペーパーの質的向上は評価され、その主要因は、地域住民とのコミュニケーション（精神）の密接な交流がその出発点に見られることである。つまり、『知る権利、発見する権利、話す権利』が極めて機能的にコミュニティーと地域住民の生活に浸透し、交流していることは、なんら疑いをもたない。これらの一般的な背景と併せて、米国のポート・オーソリティーとP.R.Dをみると、やはり地域住民の意見の反映として位置づけられるポート・オーソリティーの性格・組織・運営は、必然的に、コミュニティーの人達へのサービスを計るべく広報活動が展開されることも決して不思議なことではない。

今や、欧米先進諸国は伝統的なプレスの自由主義理論から脱し、「公共の

「知る権利」の実現化、つまりプレスの社会的責任理論という質的変革がなされようとしている。かつては、新聞が基本的には与党といった立場から政府を批判、監視した、従来のプレスの自由主義理論から、「公共の知る権利」（吾々の生活を組織だて、知的認識を形成するための必要な情報を知る権利を意図するもので公共的立場をとって自由に議論する権利と、コミュニケーション・メディアを通して、話され、知らされる必要のある情報に近づく権利〔Access to Information, または Freedom of Information〕）といったメディアがかりに財政施設等の窮乏不備により言論出版の自由が充分に機能し得ない場合には、それらを法的に保護したり公共的社会投費を行ない国民の知る権利と、その目的達成のため努力を傾注することが、端的にいって新しい「公共性」（社会的責任）への質的変革であると考えられている。

そのためには、前提条件として「公共の精神」 Inner of Law を実際的に機能するには、まず基本的にいって法律は以下の項目の基盤に立って言論の自由という問題を取り扱わねばならないし、このような基盤が離れたときに Violation of liberty, of Law が生れるとミネソタ大学、スクール・オヴ・ジャーナリズムのエドワード・デラルド教授 (prof. Edwad Gerald) は、Freedom of Press and Communication Law の講座の中で指摘している。

1. 自由への適応性とは、Systematic Orderly でなくてはならない。2. inform, 人々によく認知されているものでなくてはならない。3. Predictable 断定できるものではなくてはならない。4. Proceed from reason 理性によって生れたものでなくてはならない。5. Free of impulse 衝動的ではいけない。6. Free of caprice 気まぐれではいけない。7. Full and fair 完全、公平。8. Understanding of facts 事実を完全に理解して始めて成立するものでなくてはならない。

欧米の先進諸国にみられるポート・オーソリティーの史的発展形成過程をみると、眞の伝統ある自由と市民(コミュニティ)への反映と経営性を基盤とした各港の特性の着実な管理運営に着目するならば当然、P. R. D がこの新

しい社会的責任理論 (Theory of the Social Responsibility) への質的変革を利己的ではなく市民(コミュニティーの総体)自身からの社会へのサービスといった意志決定を反映させながら新しいポート・オーソリティの果す広報の意識を具体的にどのようにしていかなる回路を経て上、下のもつ相互的交流の期待に対応し、かつ中和的調整の作用を行なうかが今後の課題となるであろう。

- 注 (1) POLA NEWS:Port of London Aothority, 1971  
 (2) 摘稿"ハンブルグ港のポート・オーソリティー"「横浜のポート・オーソリティーの研究」P. P 175～P. P 176, 運輸港湾産業研究室編 1971年9月  
 (3) 同上書 "ハンブルグ港の歴史的形成過程" P. P 119～P. P 138  
 (4) 同上書: P. P 137  
 (5) 「Hbgs. Weg zum Welthafen」: B. Meyer—Marwitz, seite 19, H. H. L. A, 1960  
 (6) Edgar Engelhard; 「Hafen Hamburg 1945～1965」seite 5, Beförde für Wirtschaft und Verkehr, Hamburg, Verlag OKIS Dr. K. J. Sattelmair, Hbg. "Die Freie und Hansestadt Hamburg brachte aus ihrem Etat rund 750 Millionen DM auf, die private Wirtschaft investierte einen Betrag, der mit einer Milliarde DM eher zu niedrig als zu hoch beziffert ist".  
 (7) ハンブルグ・ポートオーソリティの機構については、北見、摘稿の "ハンブルグ港における港湾体系事情" 「輸送革新と港湾産業」 p.p 269～p.p 271・海文堂、1970年8月  
 (8), (9), 同上書 p.p286～p.p287  
 (10) 摘稿: "港湾における「ジャーナリズム」の研究" 「変革期の港湾産業」 p. p 199, 港湾産業研究会編、1968年

## 2. 変革期における港湾社会と港湾コミュニケーション

わが国の近代的なジャーナリズムのスタートは、主に諸外国人によって導入され変則ではあったが言論の自由が治外法権といった後楯によって守られていた一時期がはじまりといえよう<sup>(1)</sup>。

一方、わが国コミュニケーション体系の出発点は、旧士族層が成したリーダーシップの力は強く上から下へという圧力形態で押しすすめられたことは衆知のとおりであろう。現在においてもマス・コミュニケーションの機能（人事、投費額の関連）は従来の史的な流れを残し中央集権的、かつ中央志向的な傾向がうかがえるが、これは必ずしもマス・コミュニケーション産

業のみとは限らず他産業にも見受けられるものと考える。

わが国、港湾の初期の発達は、一般資本の蓄積の弱体さもつたい欧米の港湾企業にみられるような社会的奉仕への基盤とは異った性格をもって歩むが、いち早く欧米の技術導入、資本動員のメカニズム等を眺めても国家がその任に当らねばならなかつたのもその一つの理由となって港湾制度も断片的な法施行といった形で機能化し、その都度の要請に応じた主に港湾修築に関する行政指導がなされていたことは、第2次大戦後になって港湾研究者等によって明らかにされた。

1950年（昭和25年）以降の港湾行政は、1950年の港湾法の施行によって地方自治体による民主的な港湾行政がうたわれたが、実際的には従来のプロセスをふまえた背景と複雑な港湾行政各機構（運輸、大蔵、法務、厚生、農林、通産、郵政、労働の各省と警察庁、防衛庁、県、市）の中において地方自治体の財政面は、ドッヂラインによる地方財源の引きしめ政策を始めとして、そのご益々困難の色を帯びて現在に及んでいるものと考えられる、

また、港湾産業界も多くの諸問題をかかえながら体質改善の必要性に迫られている。

これら両者のもつ多難な現状（変革期）を監視、教育、開発するといった機能をもっている主要なチャンネルはメディアであろう。

行政面からみた昭和25年以降の諸問題のいくつかを列挙すれば「地方自治体と港湾行政」「港湾行政の一元化論」「港湾労働法」「3・3答申と港湾運送業の集約化」「広域港湾と経済圏の拡大」「行政圏と広域化の諸問題」「外貿埠頭公団と港湾法」「港湾の合併」「海貨業と料金体系」「ラッシュ船問題」「港湾機能と住民」等といった諸点とプロセスをながめると、あらためて「公共性」についての再検討が各専門分野から積極的に研究されねばならないであろう。

そのため本章では、情報コミュニケーション体系の立場から特に「情報量」「機構」「正確性」等を中心において、わが国の港湾の史的形成と変革

期にある現状等をみた場合つぎのような基本的な諸問題が残存しているのではないかろうか。

1. 港湾の複雑化した行政機構、また産業界のなかで主要な位置を占めるのは、いうまでもなく人間である。その人間の活動範囲は、今までのものと余り大差がないのではなかろうかつまり、この人物は大量の情報量を選別するよりも、むしろ限られた情報を拡大していないだろうか。
2. 情報量、スピード、規則等をいかに調整し、統制しているのであろうか。また統合するために必要なメカニズムを欠いていないだろうか。
3. 港湾情報のソース（源）をどこに依存しながら情報の選択と基準がなされているのだろうか。
4. 港湾行政機構での情報担当者の要員配置、業界体（組織での）情報担当者の要員配置は適当であろうか。また港湾界の各機関は国際的な情報量の交換、流れについてゆくことができるだろうか。

近代化された情報コミュニケーション体系では上記の諸点を脱した社会的責任=開放された高度な組織化と明確な制度化、高度の専門分化の側面とインホーマルな社会全体を基盤とした対面的なコミュニケーションが効果的にフィード、バックされると共に情報量が広範囲に伝達されることが必要である。(但し、これは決して膨大な情報量をただ散発的に伝達するものではない)

「変革期」一曲りかどにある、わが国の港湾界は決して封建的なコミュニケーション体系ではなくむしろそれを脱した過度的な体系にそうぐうしているものと考える、しかし本章ではこれらについて言及するつもりはない。

こういった過渡的（変革期）な港湾社会（港湾行政機構と直接的港湾業界をさす）のなかにおいて各種の研究機関、情報の担当者、地域住民といった立場からみても西ドイツ・ブレーメンにある総合的な海、港湾経済関連情報資料センター（研究所と図書館）<sup>(2)</sup>のような Social Institution が必要であるものと考える。また質的な人間教育を目指す教育機関、Social Institution も必要であることは言うまでもない。

- 注 (1) 抽稿: "港湾における「ジャーナリズム」の研究" 「変革期の港湾産業」港湾産業会編, 海文堂, 1968年12月, p.p 201
- (2) 各分野の専攻論文, ハンド・ブック, 年鑑, 年次報告書, 各企業の報告書, 雑誌, 新聞, 関連記事, 統計資料その他関連文献と未刊行文献をとりそろえ約5万3千種類に区分した文献項目が専門図書室, 乃至種別(公文書)図書室に設けられている。図書館は主に海運, 港湾, 船舶, 建造, 貿易等を対象としたその他関連分野を含めた図書を設け, 特に豊富な諸外国の資料(日本は一部のみの資料)と, 1664年以降のロイド(Lloyd)の公文, (文献)書類が保存されているのが一つの特徴とも言えよう。また利用者のためには,マイクロフィルムが完備されている。定期刊行物としては, 1870年前後からの海運関連国に関する新聞, 雑誌が取りそろえてあることと現在約50万のタイトルに整理統合された全ての定期刊行物に対するシステムタイプと3千以上にわたるカタログ, タイトルが用意整理されている。そのうえ, 各新聞記事に部分的に掲載されたもの, 海図図書室とか, 船舶, 港湾, 海運業, 造船各界に関するカタログがある。また, 上記と関連した社会科学分野の図書と調査, 研究のためのアドバイスをも行なっている。製図(Graphical and Cartographical), マイクロフィルム, 複写写真機具等のオフィスを設置し一般市民の利用に役立たせている。

### 3. プレス・ジャーナリストの任務とその本質について

本稿を理解する前提として, まず「港湾経済研究」No.8(127~131ページ)の“養成のための概念とその方向性”について参照して欲しい。すなわち本章はこれとの関連の上にたって論究するものである。

ある人物をジャーナリストに養成するということは, その人物がジャーナリストの任務を遂行することができるように必要にして望ましいあらゆる援助を行うことである。それ故本稿ではまず第一にジャーナリストの任務について言及するがその任務は個々ではなく, 全体的にとらえながら任務とは「何か」を論究するのであって, 任務を果すには「どのように」すればよいかを論ずるつもりはない。したがって上記で述べたジャーナリストの任務とは「何か」を見た場合に次のような相対するものが明らかとなる。つまり一方の側に読者がおりもう一方の側にジャーナリストがいるということである。両者はある目的をもって対応している。それは読者が何かを得ようとし, ジャーナリストはそれを与えようとする。そのためジャーナリストはその仕事の成果が読者の判断によって左右されるわけであるから, ジャーナリ

ストは読者の欲求に応じなくてはならないといってジャーナリストは一ただ自分の執筆したものが読まれればよいと願って一センセーショナルな記事によってネガティブな傾向を呼びましたり主張してはならないしました、この傾向を主張するということは多くの場合、それを初めて呼び覚ますということであると同様に結果を考えるあまり、別のネガティブな方向に導いてはならない。それは「批判性の乏ぼしい固定さ、プロ的スポーツ的な競争をして相手より一枚上手のネタを得ようとするせり合い」<sup>(1)</sup> 等がよい例である。従がって読者の要求に応ずることは次のようなことが考えられる、すなわちジャーナリストの伝達欲求が報道や楽しみを求める読者の欲求を目指し、ジャーナリストの行為が読者の望みを目指しているということである。読者は自分の見解や自分の行動の全てを事情によってはそれを適応させることを可能とし、また事実や見解の伝達をも期待している。そのため報道は目的的なものではなく、読者が各種各様な事柄に精通するようにと援助するものでなくてはならないし、報道の乱用はもちろん許されない。Otto B. Roegele はこの点について次のように述べている。「Karl Rahner はかけて事実の『完全な純潔さ』について言及したことがあるが事実は捏造することでそこなうことができる。しかし事実を隠し、不条理な関係をもたせ、歪んだ背景の前におき、曲がった地平線の上に投影し大きくしたり小さくしたりすることによって名譽をうばうこともできる」と指摘している。従がってジャーナリストは報道と娯楽を求める欲求と自己満足といった点のみがまづ目に写るのであって、憤怒、嫉妬、憎悪、惡意または読者を自分の信ずる方向へ向けていという願望、このようなことをジャーナリストは考え且つもってはいないだろう。つまりジャーナリストはまずもって人間を教育しようとするだけである。そのことはジャーナリストが読者に対して自らを啓発する機会を与えるという意味での教育である。伝達ということは従来の考え方によると自分のもっているものから読者がある意見を作り出すことができるようにする時、(努力のプロセスを含めて)あるいは読者が楽しむ時その時に

初めて読者にとって価値あるものとなる場合を指すと共に、読者は全ゆる生活範囲、具体的には政治、経済文化といった形の種々な報道を期待しているし、また読者は「単なる報道だけではなく、その使用法」<sup>(2)</sup>をも期待しているのである。それはすなわち注釈や傍注であり、その他に報道に対するジャーナリストの見解表明も読者は期待しているのである。さらに連繋的な深い関心性をも読者は期待している。こういったことは報道が提供される形で達せられうるが、また反面娯楽に役立つ寄稿文でも達成することができる。一方読者が政治、経済、文化における瞬間的状況の中においてできるだけ明確な像を作り出すためには、ジャーナリストは読者が知らうとする願望と同時に読者が知らなくてはならないことを与える義務を持っている。これはすなわちジャーナリストがより広い洞察力によって、情報や解説や批判を通して読者が知るべきであるということに読者の注意を向けさせることである。「ジャーナリズムは人々に關係ある事柄をもって人々を精通させるという技術である。」とHeinz Bäverleinは述べている<sup>3)</sup>。

読者に關係ある事柄に精通させるということは、「主義ジャーナリズム」とは無関係である。主義ジャーナリストは読者を導きその考え方を支配しようとするものである。そのため主義ジャーナリストは読者を読者自身の立地点から自分の側へ引張っていこうとする。従ってその描写は潤色されているのみならずしばしば不完全でありまた意識的にも不正確なものであることは言うまでもない。たとえばドイツでは1945年までに主義ジャーナリズムは支持されたこともあるが、それは特に国家社会主義者の間では広く支持された。Josef Goebbelsは極端におしそすめられた主義ジャーナリズムを出版に要求している。「私はジャーナリストとして情熱をもって、また内面的帰依をもって私の職業（ジャーナリスト）に従事した。何故なら私は主義の意志と考え方を表現法の明確さと証明の論理によって他人に押しつけることを何か素晴らしいものと思っていたからである。」<sup>(4)</sup>と述べているし、またヒットラーにとって出版は「あとさきを顧みない決断」をもって行なわなければ

ばいけない民族教育の手段であった<sup>(5)</sup>と記されている。

今日ではメディアは読者の考え方を意識的に支配することを否定することはもとよりジャーナリストは「読者に興味あるもの、読者が読みたがるもの、読者にとって人間的にかかわり合うもの」を与えようと努力するものである。現在のジャーナリストは「事件のできるだけ完全な明確な興味ある像を教えるのではなくて、伝達するという理念によって支配されている。」と Mowrer は述べている。Otto Groth は今日のジャーナリズムの任務に関して次のように述べている。また「主義と意向からではなく解釈と知識から生ずる報道の優位性<sup>(6)</sup>」こそが必要であると強調している。

ジャーナリストの任務が読者の満足を目指していない時、または極端な場合には国家計画、政策等によって強力に規制された際の社会生活というものは言うまでもなく不健康な関係となる。逆に個人の意志が考慮される民主主義国家ではジャーナリストにとって読者の意志がその任務の方向を決定するものでなくてはならないし同様にジャーナリストは、任務に従うことができるためには経営者と協力しなければならないという条件を備えている。すなわち、経営者は別の任務領域をもっているし当然両者の任務領域が交差することは周知のとおりである。従って両者は相手の任務に顧慮を払わねばならないので、ジャーナリストの仕事は読者の望み以外に経営者の希望をも目ざすものでなければならない。したがって上記の論から次のようなことがまづ明らかとなるであろう。すなわちジャーナリストの仕事は読者のある一定の期待や読者にかかわり合いをもつものを見ざし、この期待からつまりジャーナリストの任務が更に明らかになるものと考えられる。この任務とは3つの個々の関心興味によって規定される<sup>(7)</sup>。すなわち読者の関心興味<sup>(8)</sup>、経営者の関心興味、そしてジャーナリスト自身の関心興味である。

ジャーナリストは報道と素材を読者の興味と関心のために取材し編集し整理することによって初めてその任務を完了することができるのである、今日では個人でその業務を行なうことはほとんど不可能に近いのでジャーナリス

トは次のような形態をもって基本的な業務を分割している。つまり、通信員 (correspondent) と報道員 (reporter) は主として報道のみを担当、また編集者 (editor) は主として報道を編集するだけである。編集者 (政治、経済、文芸娯楽欄、地方記事等)、報道員、(裁判所、役所等) また通信員もそうであるが業務を再びそれらの専門分野に従って分割担当することが常である、したがってジャーナリストの任務の論究がその養成を目指すものであるならば、この業務分担に注意しなくてはならないしそこでは当然専門分化を顧慮するジャーナリストの養成が必要となる。

ジャーナリストは報道をつぎの二通りの方法で取材することができる。1つは直接的報道獲得であり、今1つは間接的報道獲得である。直接的報道獲得は主として報道員や通信員の仕事の領域であるが、両者は報道を二通りの方法によって取材することができる。1つは彼らが報道するにふさわしい見解や事件を第3者から聞くことであり、いま1つは彼らが報道するのにふさわしい事件をその現場に行って調べるということである、つまり両者は人々と場所を確認することが必要である。

間接的報道獲得は一般的に言って報道代理店 (presseagentur) や通信社 (korrespondenzbüro) との契約によって行なわれる。そのため養成の問題にとては間接的報道獲得はさほど重要ではないので、ここではそれについて言及しない。

ジャーナリストのいま1つの主要な仕事 (任務) としては次のものがあげられるである。報道編集と他の読みものの編集はまず素材が選択され次に読者のために調整されることは衆知の通りであるが、そのためジャーナリストの任務にならって報道選択の際情報 (解説と批評を含んだ) と興味関心を求める読者の欲求がその方向を決定するということを認知しなければならないのでジャーナリストは当然それに従ってできるだけ客観的に報道を選択しようとするし、読者は瞬間の状況の明確な像を作ることができなくてはならない。それ故、報道は読者を誤り導くようなものは何も含んではならないが、

これは大変むづかしいことである。何故ならば ジャーナリストは次のような 2 つの困難な要素を前提としているからである。第一にジャーナリストは選択の際にまちがいをおかしてはならない。第二にジャーナリストは報道に対する主観的な見方を報道にさしはさんではないと Emil Dovifat は指摘している。<sup>(9)</sup>

報道を客観的に取材選択するのにジャーナリストが成功したかどうかは問題ではなく、むしろジャーナリストが客観的に選択しようとした際ジャーナリストは果して誠実に行なう努力をしたか否かが問題なのであるとドイツの主な 7 名の新聞学者は「報道の真実性」<sup>(10)</sup>について触れている。ここでは「正しいか正しくないか」ということもさることながら「できるだけ完全に」ということが重要なのである。従ってジャーナリストの責任はまさにそこにある。依って、報道が表現される形式もおのづから任務から導き出すことができるであろう。すなわちジャーナリストは報道が読者に正しくまた容易に理解されるように表現しなければならないし、報道の内容は「迎えられる」ものでなくてはならないが、その際ジャーナリストは正しい言葉の使用、明確な文体、その記事にふさわしいタイトル及び巧妙なレイアウトなどといったものに注意しなければならない。また一面ジャーナリストは報道と同様に純粋な情報というものを解説批評と純粋な娯楽とに大別した場合に読者がどのような伝達形式が問題なのかを調べることが必要であるが逆にジャーナリストはこれらの伝達形式の問題点を上記の大別によって知ることができるであろう。おしまいにあたって以上の論をまとめてみると次のように集約される。ジャーナリストはその任務として読者に報道を通して情報を与え、この報道を解説批評しそれによってまたは別の記事によって興味関心を引き込ませようとする。また一面ジャーナリストの任務取材と報道を行なうには個々別に接触するか、あるいは業務契約等によって取材するかまたは自分自身で体験するかによってそれらを客観的に選択し、読者がそれを正しく理解しその上に読者が楽しむような表現を必要とするからである。<sup>(11)</sup>

- 注 (1) Alfred Frankenstein : "Der ideale Journalist", 20頁  
 (2) Walter Hagemann : "Grundzüge der Publizistik", 18頁  
 (3) 同書 2 頁  
 (4) Schmidt · Leorhardt／Gast : "Rede zor Ver Kündigung des Schriftleitergesetz", 20頁  
 (5) "Mein Kampf", 264頁  
 (6) "unerkannte Kulturmacht", 第 4 卷, 509 頁  
 (7) ジャーナリストの任務は個々の興味からだけではなく共同の興味からも導き出すことができる。その際にはジャーナリストの任務の広さと限界は法律によって規制されるであろう。故に次のような理解しにくい概念が生じるものと考えられる。「公的任務」「公的義務」「公的意見」などであるが、逆にこのことは個々の興味がより明確に理解されうるし、そこから同じ概念を正しく導き出すことが出来るのである故共同の興味については本稿では言及しない。  
 (8) 読者の興味は種々職業位置によって異なったものであるのでジャーナリストは企業家が好む報道と労働者やサラリーマン達にとって好まれる別の報道を伝えることになるであろう。ジャーナリストは誰にでもその人が望むものを伝達するのであるから他の人々はその人に関係しないものも同時に伝達するものである。従ってジャーナリストは各グループ間の対話の伝達者になることができるが、対話の伝達者はジャーナリストの直接的任務ではない。故に伝達者の役割りはあらゆる読者の興味を取り扱うといったその任務から生ずるのである。  
 (9) Emil Dovifat : "Zeitungslere" 第 1 卷 59 頁 E. Dovifat は報道の 3 つのまちがいの原因を指摘している。1 番目は報告者の身体的欠陥によるもの（聞き違い、誤認、見落し）2 番目は伝達の技術的欠陥によるもの（書き誤り、文章のまちがい、伝達障害），3 番目は事件に対して報告者の心理的立場からくるもの（賛同、反対、権威的、軽蔑的）。  
 (10) 「真実」を見い出し公けにするという問題について研究発表しているドイツの学者、A. J. Wehle, Theodor Heuss, Walter Hagemann, Waldemar Pfefferkorn, Josef März, Emil Dovifat, Friedrich Fischer 等が次のように述べている。

A. J. Wehle : 「まず第一にジャーナリストは自己満足のための真実性つまり自己を認識へとかりたることによって他人もそれを認識するかどうか、あるいは認識するとしたらどの程度にとどめるということを考える。」

T. Heuss : 「日々の出来事はより大きな出来事の一部である波によって運ばれてくるということをわれわれが理解するならばその背景には何かの意図のもとに選択された報道間の中でそれらの国の内的な活潑な力は何かまたはそれ自身の問題点や正当性は何かというイメージをもつ確信のあるものは誰か——年という鎖の中で日々の出来事はその環のつながりにすぎないので『長い目』で政治を行なってゆかなくてはならないという感じを強くすることこそが問題なのである。」

W. Hagemann : "Grundzüge der Publizistik" 63 頁 「報告は忠実に真実を伝え、誰にでも理解され、可能な範囲で余すところなく伝えるものでなくてはならない。しかし、ここでいくつかの困難が生じてくる。完全な真実はいつも確認できるわけではなく、事件は説明抜きではいつでも理解されるとはかぎらないし、描写はほとんどの場合一番重要なことだけにしておかなくてはならないのである。真実は出版の誠実さの核心をなすものであり、説明は個人的立

場見地の所産であり、重要さの程度を決定することは報告者の義務的判断にまかされている。同じ出来事に関する2つの報告は、それ故決して一致してはいないだろうし、概して気分の異なったものである。」

W. Pfefferkorn：「"選択を行なう者の中立" とでも名づけたいものが、今までに挙げられた報道加工作成として客觀性といった形で加えられる。それがどのような政党、宗派のものでも報道は同じように選択者に好ましいものでなくてはならない。選択者はただ次のような見地からのみ導びかれるものでなくてはならない：すなわち、この事件は自分の読者に興味をおこさせるだろうか？この報道は真実や公益に寄与するだろうか？ということである。」

J. März：「もともと潤色されてしまっていることを新聞に書いてはならない。報道は客觀的な内容を示すべきものであって何がある人にとって好ましい、あるいは何がある人にとっていやなことを書いてはならないかである……。しかしジャーナリスト彼がタイトルの選択や本文中の位置の選択や他のちょっとした軽卒さによって、ある立場を無意識のうちに表明することにある程度の危険がある。」

E. Dovifat: : "Zeitungslere" 第三版第一巻58頁

「その責任を意識した新聞というものは、その報道の客觀的な正しさを常にコントロールする。それは"最上の知識"に従って報道する。新聞は"客觀的に真実"になりえないがしかし主觀的に真実に近くなることはできるであろう。」

F. Fischer：質的な四つの報道選択条件に従って区別する。「1.緊急性 2.現実性 3.信頼性 4.完全性」もし量的な報道選択に従えばそれは活動目標によって従う選択である。

(1) このようなジャーナリストの任務に関して述べる際、「誘導任務」はとかく見落されがちなものである。しかしジャーナリストの行為の主目標は以前に決定した定義の中において報道と娯楽（関心、興味を含む）を求める読者の欲求の満足にあるものといい得よう。従ってジャーナリストがその広い視野によって認めた読者の望むこと以上の事実について読者に情報を与える行為の中に、読者に対するある種の誘導が含まれているであろう。しかしこの誘導はその任務の一部ではないので、むしろそれは任務の一成果にすぎない。

※ 本論文中、282頁、注(1)の「POLA NEWS」は、「Port of London」と訂正します。